



基発 0924 第 7 号
雇児発 0924 第 8 号
平成 26 年 9 月 24 日

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働行政の推進に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 26 年 8 月 20 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 288 号）及び平成 26 年 8 月 25 日に公布されました労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 101 号）により、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト及びジクロロメタンを含む発がんのおそれのある有機溶剤 10 物質を特定化学物質とし、当該物質を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者の健康障害防止措置として、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付けました。本改正政省令につきましては、平成 26 年 11 月 1 日より施行することとしており、本改正政省令の施行につき別紙のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場等に対し、本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。



基発 0924 第6号
雇児発 0924 第7号
平成26年9月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の
一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第288号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第101号。以下「改正省令」という。）がそれぞれ平成26年8月20日及び8月25日に公布され、平成26年11月1日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期したい。

併せて、本通達については、別添のとおり、別紙関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

1 改正の趣旨

国が専門家を参考して行った化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価（以下「リスク評価」という。）において、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）（以下「DDVP」という。）については、DDVPを含む製剤の成形、加工又は包装業務でリスクが高いため健康障害防止措置の導入が必要と評価され、また、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトンの10物質（以下「クロロホルム他9物質」という。）については、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）により一連のばく露低減措置が義務づけられているが、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、記

録の保存期間の延長等の措置について検討する必要があると評価されたところである。

改正政令は、リスク評価を基に行った専門家による措置内容の検討結果を踏まえ、DDVPについては、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。)第18条に規定する名称等を表示すべき危険物及び有害物、施行令第22条に規定する健康診断を行うべき有害な業務並びに施行令別表第3に規定する特定化学物質の範囲を拡大するため、また、クロロホルム他9物質については、施行令別表第6の2に規定する有機溶剤から削除し、施行令別表第3に規定する特定化学物質に追加するため、施行令について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

(1) 施行令の一部改正 (改正政令本則関係)

ア 名称を表示すべき危険物及び有害物の追加 (施行令第18条関係)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条第1項の表示(以下「表示」という。)をしなければならない物(以下「表示対象物質」という。)として、DDVP及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(1)ア参照)を規定したこと。

イ 特定化学物質の追加 (施行令別表第3関係)

特定化学物質の第2類物質として、以下の物質を追加したこと。これにより、以下の物質を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断の実施(以下「作業主任者の選任等」という。)を行わなければならないこととなること。

- ・ DDVP及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(3)ア参照)
- ・ クロロホルム他9物質及びこれらを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(3)ウ参照)

ウ 配置転換後の健康診断を行うべき有害な業務への追加 (施行令第22条第2項関係)

以下の物質を製造し、又は取り扱う業務を、法第66条第2項後段の健康診断の対象業務としたこと。

- ・ DDVP及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(3)シ参照)
- ・ ジクロロメタン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(3)ス(ア)参照)

エ 作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場及び健康診断を行うべき有害業務への追加 (施行令第6条、第21条及び第22条関係)

DDVP又はクロロホルム他9物質及びこれらを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業等を、作業主任者を選任すべき作業等に追

加したこと。なお、これらのうち、厚生労働省令で定める一部の作業等については、作業主任者の選任等の規定の適用を除外することとしたこと。

オ 有機溶剤からの削除（施行令別表第6の2関係）

これまで有機溶剤として改正前の施行令に規定されていたクロロホルム他9物質を削除したこと。

（2）施行期日（改正政令附則第1項関係）

改正政令は、平成26年11月1日から施行することとしたこと。

（3）経過措置（改正政令附則第2項から第4項まで関係）

ア 作業主任者の選任に関する経過措置（改正政令附則第2条関係）

DDVP又はクロロホルム他9物質及びこれらを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業（改正政令及び改正省令による改正前の施行令、有機則及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。

以下「特化則」という。）の規制対象の作業を除く。）については、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、作業主任者の選任を要しないこととしたこと。

イ 表示対象物に関する経過措置（改正政令附則第3条関係）

（1）のアの表示対象物質として追加する物であって、改正政令の施行の日（平成26年11月1日）において現に存するものについては、平成27年4月30日までの間（施行後半年間）は、表示に係る規定は適用しないこととしたこと。（改正政令附則第3条関係）

ウ 作業環境測定に関する経過措置（改正政令附則第4条関係）

DDVP又はクロロホルム他9物質及びこれらを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う屋内作業場（改正政令及び改正省令による改正前の施行令、有機則及び特化則の規制対象の作業場を除く。）については、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、作業環境測定を行うことを要しないこととしたこと。（改正政令附則第4条関係）

第2 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

1 改正の趣旨

改正省令は、改正政令の施行に伴い、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、有機則、特化則、家内労働法施行規則（昭和45年労働省令第23号。以下「家内則」という。）及び女性労働基準規則（昭和61年労働省令第3号。以下「女性則」という。）について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

（1）安衛則の一部改正（改正省令第1条関係）

ア 表示対象物質の追加（安衛則別表第2関係）

改正政令による施行令第18条の改正により、表示対象物質として、DDVP及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものが規定されたことに伴い、当該物質に係る裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、規制の対象としないこととする場合の当該値をいう。以下同じ。）を1%と規定したこと。

イ 通知対象物質の裾切値の引下げ（安衛則別表第2の2関係）

これまで有機溶剤（施行令別表第6の2）として規定されていたメチルイソブチルケトンを特定化学物質の第2類物質（施行令別表第3第2号）として規定することに合わせて、当該物質の通知対象物質（法第57条の2）としての裾切値を1%から0.1%に引き下げたこと。

ウ 計画の届出をすべき機械等の追加（安衛則別表第7関係）

特化則第38条の8において準用する有機則第5条又は第6条に基づき設置されるクロロホルム他9物質の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置等について、これらを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合の安衛則第86条第1項及び法第88条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく届出の対象とすることとしたこと。

また、特化則第2条の2に規定する適用除外業務のみに係る発散抑制の設備については、届出の対象としないこととしたこと。

（2）有機則の一部改正（改正省令第2条関係）

クロロホルム他9物質を有機溶剤（施行令別表第6の2）から削除したことに伴い、所要の措置を講ずるもの。

（3）特化則の一部改正（改正省令第3条関係）

ア DDVP等の「特定第2類物質」への追加（特化則第2条及び別表第1関係）

DDVP及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「DDVP等」という。）については、リスク評価において、成形、加工又は包装の業務に従事する労働者に高濃度のばく露が生ずるリスクが高く、健康障害のリスクが高いとされたことから、今般の改正により特定化学物質に追加したものであること。また、この物質は、揮発性が比較的高い液体であることを考慮して、大量漏えいによる急性中毒の防止にも対処できるようDDVP等を「特定第2類物質」として規定したこと。

イ クロロホルム他9物質の「特別有機溶剤」への追加等（特化則第2条関係）

クロロホルム他9物質については、リスク評価において、「有機溶剤業務について有機溶剤中毒予防規則により一連のばく露低減措置が義務づけられているが、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、記録の保存期間の延長等の措置について検討する必要がある」とされたことから、

今般の改正により特定化学物質に追加したものであること。また、これらの物質は、有機溶剤と同様に溶剤として使用される実態があり、それに応じた健康障害防止措置を規定する必要があることから、エチルベンゼン及び1, 2-ジクロロプロパンとあわせて特化則第2条第1項第3号の2において「特別有機溶剤」として規定したこと。

ウ クロロホルム等の「特別有機溶剤等」への追加等（特化則第2条及び別表第1関係）

特化則第2条で規定していた「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」に改めたこと。また、クロロホルム他9物質が有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあるため、その予防の観点から、以下の物質（以下これらをまとめて「クロロホルム等」という。）を「特別有機溶剤等」として規定したこと。

- ・ クロロホルム他9物質及びこれらのいずれかをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物
- ・ クロロホルム他9物質の含有量が重量の1%以下の製剤その他の物であって、クロロホルム他9物質、エチルベンゼン、1, 2-ジクロロプロパン又は有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物（特化則別表第1第37号）（以下「別表第1第37号の物」という。）

エ クロロホルム等に係る特化則の規定の適用等（特化則第2条、第12条の2、第22条、第22条の2、第24条、第25条、第36条の5、第37条、第38条、第38条の2、第38条の8、第41条の2及び第43条から第45条まで関係）

（ア）「クロロホルム等」のうち、クロロホルム他9物質及びこれらのいずれかを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物については、特定化学物質及び第2類物質に係る措置（※）の対象とすることとしたこと。

また、「クロロボルム等」のうち、別表第1第37号の物についても、特化則第25条第1項及び第4項の規定など、有機則においても規定されている蒸気による中毒の予防のための措置を適用することとしたこと。（特化則第25条関係）

※ クロロホルム他9物質については、今後、ばく露実態調査に基づく更に詳細なリスク評価を行い、リスクの程度に応じたばく露低減措置を検討する予定であり、ばく露防止措置については、当面は改正省令による改正前の有機則で規定していた措置を講ずることを基本とし、特化則第12条の2、第22条、第22条の2、第24条、第25条第2項及び第3項、第37条、第38条、第38条の2並びに第43条から第45条までの規定については適用しないこととした。

（イ）クロロホルム等のうち、特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物に係る作業環境測定及び特殊健康診断については、クロロホルム他9物質が有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあることから、特別有機溶剤と

併せて有機溶剤の空気中の濃度の測定の実施及び有機溶剤に係る特殊健康診断の項目についての特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。（特化則第36条の5及び第41条の2関係）

- (ウ) クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う有機溶剤業務（特化則第2条の2第1号イにおいて、有機則第1条第1項第6号において規定する有機溶剤業務と同様の業務を規定する。以下「クロロホルム等有機溶剤業務」という。）について、クロロホルム他9物質が溶剤として使用されている実態があり、その実態に応じた健康障害防止措置を規定する必要があることから、特化則第5条の規定及びその関連規定の対象とせず、有機則第1章から第3章まで、第4章（第19条及び第19条の2を除く。）及び第7章の規定を準用することとしたこと。（特化則第38条の8関係）
- (エ) クロロホルム等に係る特化則の適用については別紙1を、クロロホルム等について準用する有機則の規定については、別紙2を参照すること。

オ DDP等に係る適用除外（特化則第2条の2関係）

- (ア) リスク評価の結果、DDP等の労働者へのばく露の程度が低く、労働者の健康障害のおそれが低いと判断されたため、DDP等を成形し、加工し、又は包装する業務（以下「DDP成形・加工・包装業務」という。）以外の業務については作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用を除外したこと。
- (イ) DDP成形・加工・包装業務以外のDDP等を製造し、又は取り扱う業務には、例えば、DDPの製造業務及び包装した後のDDP等を梱包する業務等が含まれること。

カ クロロホルム等に係る適用除外（特化則第2条の2関係）

- (ア) リスク評価の結果、クロロホルム等有機溶剤業務以外のクロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務については、クロロホルム等の労働者へのばく露の状況が現時点では把握できおらず、労働者の健康障害のおそれが高いと判断できないとされたため、作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用を除外したこと。
- (イ) クロロホルム等有機溶剤業務以外のクロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務には、例えば、クロロホルム等の運搬、クロロホルム等を用いて行う搔き落とし等の業務が含まれること。
- (ウ) 特化則第2条の2に規定され、作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用が除外される業務は、(ア)のとおり労働者の健康障害のおそれが高いとは判断できなかったものであるが、クロロホルム他9物質については、国際がん研究機関（IARC）の発がん性分類において2B以上に区分されるなど発がんのおそれがあることから、改正政令及び改正省令の施行の日までに「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防

止するための指針（平成25年10月1日健康障害を防止するための指針公示第24号）」（がん原性指針）を改正し、これらの業務について、ばく露を低減するための措置、作業環境測定や労働衛生教育の実施、労働者の把握、危険有害性等の作業場への掲示等事業者が講ずべき措置を示す予定であること。

キ クロロホルム等の貯蔵場所に設置する設備（特化則第25条第5項関係）

クロロホルム等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、関係労働者以外の労働者が立ち入ることを防ぐ設備及びクロロホルム他9物質の蒸気を屋外に排出する設備を設けなければならないこととしたこと。

なお、特化則第25条第5項第1号の「設備」とは、施錠、縄による区画等をいうこと。また、同項第2号の「設備」とは、窓、排気管等をいい、必ずしも動力によりクロロホルム等の蒸気を排出することを要しないこと。

ク クロロホルム等有機溶剤業務に係る作業主任者（特化則第27条及び第28条関係）

(ア) クロロホルム等有機溶剤業務に係る作業主任者については、クロロホルム他9物質が溶剤として使用される実態に応じた適切な作業の管理を行わせるため、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任しなければならないこととしたこと。このため、特定化学物質又は四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任することはできないことに留意すること。

(イ) 特化則第38条の8において準用する有機則第2条又は第3条の規定により、クロロホルム他9物質の消費量が許容消費量を超えないことにつき労働基準監督署長の認定を受けた場合等には、クロロホルム等有機溶剤業務（クロロホルム他9物質いずれの含有量も重量の1%以下の製剤その他の物に係るものに限る。）について、作業主任者の選任を要しないこととしたこと。

なお、クロロホルム等を製造し、又は取り扱う作業であって、改正省令による改正前の有機則において適用除外の対象となっていた作業については、改正省令による改正後の特化則における作業主任者の選任に係る規定の適用除外対象とならないことから、当該作業については、改正政令附則第2条において、1年間の経過措置を設けることとされている。

ケ 作業環境測定の実施及びその結果の評価並びにこれらの結果の記録の保存（特化則第36条、第36条の2及び第36条の5関係）

(ア) D D V P 成形・加工・包装業務を行う屋内作業場について、作業環境測定及びその結果の評価を行わなければならないこととしたこと。

なお、D D V P 等に係る局所排気装置の要件、作業環境測定の方法及び測定結果の評価方法については、改正政令及び改正省令の施行の日までに、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和50年労働省告示第75号）、作業環境測定基準（昭和

51年労働省告示第46号)、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)及び特定化学物質障害予防規則第8条第1項の厚生労働大臣が定める要件(平成15年厚生労働省告示第378号)を改正し、公示する予定であること。

(イ) 事業者は、クロロホルム等有機溶剤業務を行う作業場(クロロホルム他9物質を重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を製造し、取り扱う作業場に限る。)について、クロロホルム他9物質の空気中の濃度を測定しなければならないこととしたこと。

また、当該作業環境測定の結果及びその評価の結果の記録については、30年間保存しなければならないこととしたこと。(第36条第3項及び第36条の2第3項関係)

なお、当該作業場のうち、改正省令による改正前の有機則の規制対象の作業場以外の作業場については、改正省令による改正後の特化則における作業環境測定の実施に係る規定の適用除外対象とならないことから、改正政令附則第4条において1年間の経過措置を設けることとされている。

(ウ) クロロホルム他9物質は、有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあることから、事業者は、(イ)の測定のほか、クロロホルム他9物質のいずれかを含み、かつ特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物(以下「クロロホルム等特定有機溶剤混合物」という。)を用いて屋内作業場で有機溶剤業務を行う場合には、特別有機溶剤及び施行令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤の空気中の濃度を測定しなければならないこととしたこと。(第36条の5関係)

なお、当該作業環境測定の結果及びその評価の結果の記録については、3年間保存しなければならないこととしたこと。

(エ) 特化則第38条の8において準用する有機則第3条の規定により、クロロホルム他9物質の消費量が許容消費量を超えないことにつき労働基準監督署長の認定を受けた場合には、(ウ)の測定の実施を要しないこととしたこと。

コ 特別管理物質の追加(特化則第38条の3関係)

DDVP等及びクロロホルム等(クロロホルム他9物質を重量の1%を超えて含有する製剤その他の物に限る。以下、この項において同じ。)を特別管理物質に追加したこと。

これに伴い、DDVP等及びクロロホルム等は、特化則第38条の3の作業場内掲示、特化則第38条の4の作業記録の作成及び記録の30年間保存、特化則第40条第2項の特殊健康診断の結果の記録の30年間保存並びに特化則第53条の記録の提出の対象となることに留意すること。

なお、クロロホルム他9物質について、発がん性のおそれがあることを踏まえ、改正省令施行前に作成され、現時点で保存中の当該物質に関する

作業環境測定及びその結果の評価に関する記録についても、30年間保存することが望ましいこと。

サ クロロホルム等に係る措置（特化則第38条の8関係）

(ア) クロロホルム等については、その含有する有機溶剤の有無、種類及び量によって有機則第1条第1項第3号の「第1種有機溶剤等」、同項第4号の「第2種有機溶剤等」又は同項第5号の「第3種有機溶剤等」に相当する場合があり、それに応じて、準用する有機則の規定が区別されるものであること。

クロロホルム他9物質を勘案しない場合に「第3種有機溶剤等」に区分される物について、特化則第38条の8において準用する有機則第1条第1項の規定により「第1種有機溶剤等」又は「第2種有機溶剤等」に相当することとなる場合、有機則第25条の適用に際し、それぞれ「第1種有機溶剤等」又は「第2種有機溶剤等」として取り扱うこと。

(イ) 特化則第38条の8において準用する有機則第24条の規定に基づく掲示は、「有機溶剤中毒予防規則第24条第1項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法」（昭和47年労働省告示第123号）により行うこと。

(ウ) 特化則第38条の8において準用する有機則第24条の掲示事項と、特化則第38条の3の掲示事項をまとめて掲示して差し支えないこと。この場合、共通の事項について重ねて掲示する必要はないこと。

シ D D V P 成形・加工・包装業務に係る特殊健康診断（特化則第39条関係）

事業者は、D D V P 成形・加工・包装業務に常時従事する労働者及びD D V P 成形・加工・包装業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、特化則第39条の特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。（特化則第39条関係）

ス クロロホルム等有機溶剤業務に係る特殊健康診断（特化則第39条及び第41条の2関係）

(ア) 事業者は、クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。また、事業者は、クロロホルム等有機溶剤業務のうち、ジクロロメタン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う洗浄又は払拭の業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、特化則第39条の特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。（特化則第39条関係）

(イ) クロロホルム他9物質は、有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあることから、クロロホルム等有機溶剤業務（クロロホルム等特定有機溶剤混合物を用いて行う業務に限る。）を行う場合には、有機則第29条第2項及び第5項に規定する項目について特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。（特化則

第41条の2関係)

(ウ) 第38条の8の規定において準用する有機則第3条の規定により、発がんのおそれのある有機溶剤等の消費量が許容消費量を超えないことにつき労働基準監督署長の認定を受けた場合には、(イ)の特殊健康診断の実施を要しないこととしたこと。(特化則第41条の2関係)

セ 特殊健康診断の結果の記録及びその保存並びに報告(特化則第40条、第41条及び第41条の2関係)

(ア) D D V P等又はクロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対して実施した特殊健康診断の結果の記録(特化則第39条の特殊健康診断に係るものに限る。)について、30年間保存しなければならないこととしたこと。(特化則第40条関係)

なお、クロロホルム他9物質について、発がんのおそれがあることを踏まえ、改正省令施行前に作成され、現時点で保存中の当該物質に関する特殊健康診断の結果の記録についても、30年間保存することが望ましいこと。

(イ) スの(イ)の特殊健康診断の結果の記録については、5年間保存しなければならないこととしたこと。(特化則第41条の2関係)

(ウ) スの(イ)の特殊健康診断を行ったときは、特化則第41条の2において準用する有機則第30条の3の規定に基づき、有機溶剤等健康診断結果報告書を労働基準監督署長に提出しなければならないこととしたこと。(特化則第41条の2関係)

ソ D D V P等及びクロロホルム等に係る特殊健康診断の項目(特化則別表第3及び別表第4関係)

(ア) D D V P等に係る特殊健康診断の項目について

D D V Pについては、ヒトに対する発がんのおそれや有機リン剤の中毒症状、皮膚障害、コリンエステラーゼ活性の低下等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、D D V P成形・加工・包装業務に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次とおりとすること。

① 「業務の経歴の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者のうち、過去に「業務の経歴の調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次回の健康診断において「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。

② 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のD D V Pの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、D D V Pの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、

医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のDDVPの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。

なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者で、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次の健康診断において「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

- ③ 「DDVPによる皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、恶心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、DDVPにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。なお、「皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限ること。
- ④ 「皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、恶心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、DDVPにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。なお、「皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限ること。
- ⑤ 「血清コリンエステラーゼ活性値の測定」は、DDVPによるコリン作動性の自他覚症状に先行して評価するための検査であること。なお、「血清コリンエステラーゼ活性値の測定」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限ること。
- ⑥ 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。
なお、「作業条件の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限ること。
- ⑦ 「肝機能検査」は、DDVPによる肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。
なお、「肝機能検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限ること。
- ⑧ 「白血球数及び白血球分画の検査」は、白血病等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
- ⑨ 「神経学的検査」は、DDVPによる神経系の異常を評価するための検査であること。
なお、「神経学的検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限ること。

(イ) ジクロロメタン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物に係る特殊健康診断の項目について

ジクロロメタンについては、有機則に基づく特殊健康診断の対象とされていたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれや肝機能障害、中枢神経症状等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、健康診断項目の見直しを行い、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。

また、ジクロロメタン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う有機溶剤業務(③から⑤までについては、印刷機等の洗浄又は拭きの業務に限る。)に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- ① 「業務の経歴の調査」及び「作業条件の簡易な調査」については、DDVP等に係る特殊健康診断の趣旨等((ア)①及び②)と同様であること。
- ② 「ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、恶心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、ジクロロメタンにより生じるこれらの症状の既往歴の検査をいうこと。なお、「集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限ること。
- ③ 「集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、恶心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、ジクロロメタンにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。なお、「集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限ること。
- ④ 「血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)及びアルカリホスファターゼの検査」は、ジクロロメタンによる肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。
- ⑤ 「作業条件の検査」については、DDVP等に係る特殊健康診断の趣旨等((ア)⑥)項目と同様であること。
- ⑥ 「腹部の超音波検査等の画像検査」は、肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、磁気共鳴画像検査、CT(コンピューター断層撮影)による検査等をいうこと。
- ⑦ 「CA19-9等の腫瘍マーカーの検査」は、胆管がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
- ⑧ 「血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化

「炭素の量の測定」は、ジクロロメタンによるばく露状況を評価するための検査であること。

- ⑨ クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務のうちジクロロメタンに係るものに常時従事する労働者に対し、特化則第41条の2において準用する有機則第29条の特殊健康診断と特化則第39条の特殊健康診断と併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと。

- (ウ) クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）及びこれらを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物に係る特殊健康診断の項目について

- ① クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）については、有機則に基づく特殊健康診断を実施していたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれが指摘されたことを踏まえ、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。なお、クロロホルム等有機溶剤業務（ジクロロメタンに係るもの）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目については、有機則第29条に基づく特殊健康診断と同様とすることとしたこと。

- ② クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務（ジクロロメタンに係る業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断と有機則第29条の特殊健康診断を、重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと。

タ 法第66条第2項後段の特殊健康診断の対象物に係る裾切値（特化則別表第5関係）

改正政令による施行令第22条第2項の改正により、法第66条第2項後段の特殊健康診断の対象業務として、DDVP、ジクロロメタン又はこれらを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものを製造し、又は取り扱う業務が規定されたことに伴い、これらの物に係る裾切値を1%としたこと。

チ DDVP成形・加工・包装業務、クロロホルム等有機溶剤業務を特殊健康診断の対象業務として規定したことに伴い、特化則様式第3号について所要の改正を行ったこと。（特化則様式第3号（裏面）関係）

（4）家内則の一部改正（改正省令第4条関係）

ア 容器の使用等を行うべき有機溶剤の追加等（家内則第15条及び第18条関係）

クロロホルム他9物質が有機溶剤（施行令別表6の2）から削除され、特別有機溶剤の第2類物質（施行令別表3第2号）に追加されたことに伴い、従来の規制対象物質の範囲が変更とならないよう、家内則第15条第1項第1号の「有機溶剤」の定義に特別有機溶剤を、家内則第18条の表の上欄の「有機溶剤等」の定義に特別有機溶剤等を追加したこと。

なお、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパン及びこれらを含有する製剤その他の物についても、有機溶剤として使用される実態があることから、クロロホルム他9物質と併せて有機溶剤及び有機溶剤等の定義に追加したこと。

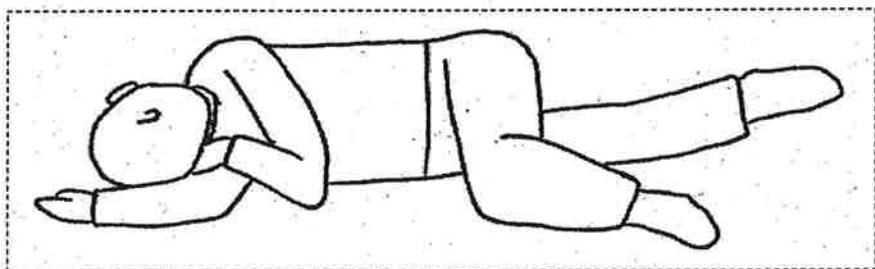
イ 危険防止のための書面の交付等（家内則第14条及び別表第1関係）

家内則別表第1に掲げる家内則第14条の危害防止のために交付する書面の記載事項のうち、有機溶剤に係る応急措置について、日本救急医療財団と日本蘇生協議会（JRC）で構成するガイドライン作成合同委員会が作成した「JRC蘇生ガイドライン2010」等の最新の知見を踏まえた内容に改正したこと。

「中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態」とは、以下の図のような状態をいい、「消防機関への通報」とは、救急通報（119番通報）をいうこと。

なお、これらの応急処置は、事前に訓練を受けることが望ましいことから、機会を捉え関係者がこれら訓練を受けることが推奨されること。また、応急処置が必要となる事態に備えて、事業場に自動体外式除細動器（AED）を設置することが望ましいこと。ただし、AEDを設置する場合、引火のおそれのある場所ではAEDの使用は適当ではないため、あらかじめ引火のおそれのない場所を応急処置を行う場所として定めておくこと。

図



（5）女性則の一部改正（改正省令第5条関係）

使用者が女性を就かせてはならない業務に、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレンを発散する場所において行われる業務であって、特化則の規定による作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された作業場におけるものを追加したこと。（女性則第2条第1項第18号イ関係）

（6）作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）の適用関係

今般の改正省令において作業環境測定法施行規則（以下「作環則」という。）

は改正されていないが、施行令、有機則及び特化則の改正に伴い、作環則の適用関係は以下のとおりとなること。

ア D D V P が特定化学物質に追加されることにより、D D V P 等を製造し、又は取り扱う屋内作業場が作環則別表第3号の作業場の種類に追加されること。

イ クロロホルム他9物質が有機溶剤から削除され、特定化学物質に追加されることにより、クロロホルム等を製造し、又は取り扱う屋内作業場が作環則別表第3号の作業場の種類に追加されるとともに、同表第5号の作業場の種類からは除かれることとなること。

ウ クロロホルム等特定有機溶剤混合物を製造し、又は取り扱う屋内事業場に係る作業環境測定のうち、特定有機溶剤混合物中の特別有機溶剤等の分析（解析を含み、簡易測定機器以外の機器を用いて行うものに限る。以下同じ。）は、作環則別表第3号に掲げる作業場の種類について登録を受けた第一種作業環境測定士（ただし、クロロホルム他9物質を分析する場合、（8）のクの（ア）又は（イ）の適用を受ける第一種作業環境測定士でも可）に実施させる必要があり、クロロホルム等特定有機溶剤混合物の施行令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤の分析は作環則別表第5号に掲げる作業場の種類について登録を受けた第一種作業環境測定士に実施させる必要があること。

（7）施行期日（改正省令附則第1条関係）

改正省令は、平成26年11月1日から施行することとしたこと。

（8）経過措置（改正省令附則第2条から第6条まで関係）

ア 計画の届出に関する経過措置（改正省令附則第2条関係）

安衛則別表第7に定める以下の設備等の設置若しくは移転又は主要構造部分の変更を平成27年1月31日までの間（施行後3ヶ月）に行う場合には、安衛則第86条第1項及び法第88条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく計画の届出を要しないこととしたこと。

- ・ D D V P 等を製造する設備
- ・ D D V P 等を製造し、又は取り扱う特定化学設備及びその附属設備
- ・ D D V P 等のガス又は蒸気が発散する屋内作業場に設ける発散抑制措置
- ・ 特化則第38条の8において準用する有機則第5条若しくは第6条の規定に規定するクロロホルム等（改正政令及び改正省令による改正前の施行令、有機則及び特化則の規制対象のものを除く。）に係る局所排気装置等

イ 様式に関する経過措置（改正省令附則第3条関係）

改正省令の施行の際、現に存する改正省令による改正前の様式による報告書の用紙は、当分の間、必要な改訂をした上、使用することができるこ

ととしたこと。

ウ 第2類物質の製造等に係る設備に関する経過措置（改正省令附則第4条条及び第5条関係）

DDVP等及びクロロホルム等を製造し、又は取り扱う設備で、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、改正省令による改正後の特化則（以下「新特化則」という。）第4条又は第5条の規定及び新特化則第38条の8において準用する有機則第5条及び第6条の規定は、適用しないこととしたこと。

エ 特定化学設備に関する経過措置（改正省令附則第6条関係）

DDVP等を製造し、又は取り扱う特定化学設備で、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第13条から第17条まで、第18条の2、第19条第2項及び第3項、第19条の2から第20条まで、第31条並びに第34条の規定は、適用しないこととしたこと。

オ 出入口に関する経過措置（改正省令附則第7条関係）

DDVP等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物であって、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第18条の規定は、適用しないこととしたこと。

カ 警報設備等に関する経過措置（改正省令附則第8条関係）

DDVP等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場でDDVP等を合計100リットル以上取り扱う作業場で、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第19条第1項及び第4項までの規定は、適用しないこととしたこと。

キ 床に関する経過措置（改正省令附則第9条関係）

DDVP等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場で改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成27年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第21条の規定は、適用しないこととしたこと。

ク 作業環境測定士の資格に係る経過措置（改正省令附則第10条関係）

（ア） 改正省令の施行の際現に、作環則別表第5号に掲げる作業場の種類について作業環境測定法（昭和50年法律28号。以下「作環法」という。）

第7条又は第33条第1項の規定による登録を受けている第一種作業環境測定士又は作業環境測定機関は、それぞれ作環則別表第3号に掲げる作業場（改正省令による改正後の特化則第2条の2第1号イに掲げるクロロホルム等有機溶剤業務を行う作業場に限る。（イ）及び（ウ）において同じ。）の種類及び同別表第5号に掲げる作業場の種類について登録を受けているものとみなすこととしたこと。（改正省令附則第10条第1項関係）

- (イ) 改正省令の施行の際現に、第一種作業環境測定士講習（作環則別表第5号の作業場の種類に係るものに限る。）を修了している者（（ア）に掲げる者を除く。）が作環法第7条の規定による第一種作業環境測定士の登録を受けたときには、作環則別表第3号に掲げる作業場の種類及び同別表第5号に掲げる作業場の種類について登録を受けたものとみなすこととしたこと。（改正省令附則第10条第2項関係）
- (ウ) 改正省令の施行の際現に、作環法第34条の2第1項に基づき届出がされている業務規程（作環則別表第5号に掲げる事項（以下「記載事項」という。）として作環則別表第5号の作業場の種類を定めているものに限る。）は、記載事項として、作環則別表第3号に掲げる作業場の種類及び同別表第5号の作業場の種類を定めた業務規程とみなすこととしたこと。（改正省令附則第10条第3項関係）

クロロホルム等に係る特定化学物質障害予防規則の適用整理表

注：本表には有機溶剤中毒予防規則の準用は含まない。

条文		内容	クロロホルム等(クロロホルム他9物質の含有量が1%超) A 1、 A 2	クロロホルム等(クロロホルム他9物質の含有量が1%以下) (注) B
第1章 総則	2	定義	「特別有機溶剤等」	
	2の2	適用除外業務	(有機溶剤業務以外の業務を除外)	
第2章 製造等に係る措置	3	第1類物質の取扱いに係る設備	×	
	4	特定第2類物質、オーラミン等の製造等に係る設備	×	
	5	特定第2類物質、管理第2類物質に係る設備	×	
	6～6の3	第4条、第5条の措置の適用除外	×	
	7	局所排気装置等の要件	×	
	8	局所排気装置等の稼働時の要件	×	
	9	除じん装置	×	
	10	排ガス処理装置	×	
第3章 用後 処理	11	廃液処理装置	×	
	12	残さい物処理	×	
	12の2	ぼろ等の処理	×	×
	13～20	第3類物質等の漏えいの防止	×	
	21	床の構造	×	
第4章 漏えい の防止	22・22の2	設備の改造等	×	×
	23	第3類物質等が漏えいした場合の退避等	×	
	24	立入禁止措置	×	×
	25	容器等	(一部適用)	
	26	第3類物質等が漏えいした場合の救護組織等	×	
	27・28	作業主任者の選任、職務	(有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)	
	29～35	定期自主検査、点検、補	×	

	修等		
第6章 健康診 断	36～36の 4 作業環境測定	●	×
	37 休憩室	×	×
	38 洗浄設備	×	×
	38の2 喫煙、飲食等の禁止	×	×
	38の3 揭示	●	×
	38の4 作業記録	●	×
第7章 保護具	39～41 健康診断	●	×
	42 緊急診断	● (一部適用)	● (一部適用)
第8章 製造許 可等	43～45 呼吸用保護具、保護衣等 の備え付け等	×	×
第9章 技能講 習	46～50の 2 製造許可等に係る手続き 等	×	
第10章 報告	51 特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者技能 講習	×	
	53 記録の報告	●	×

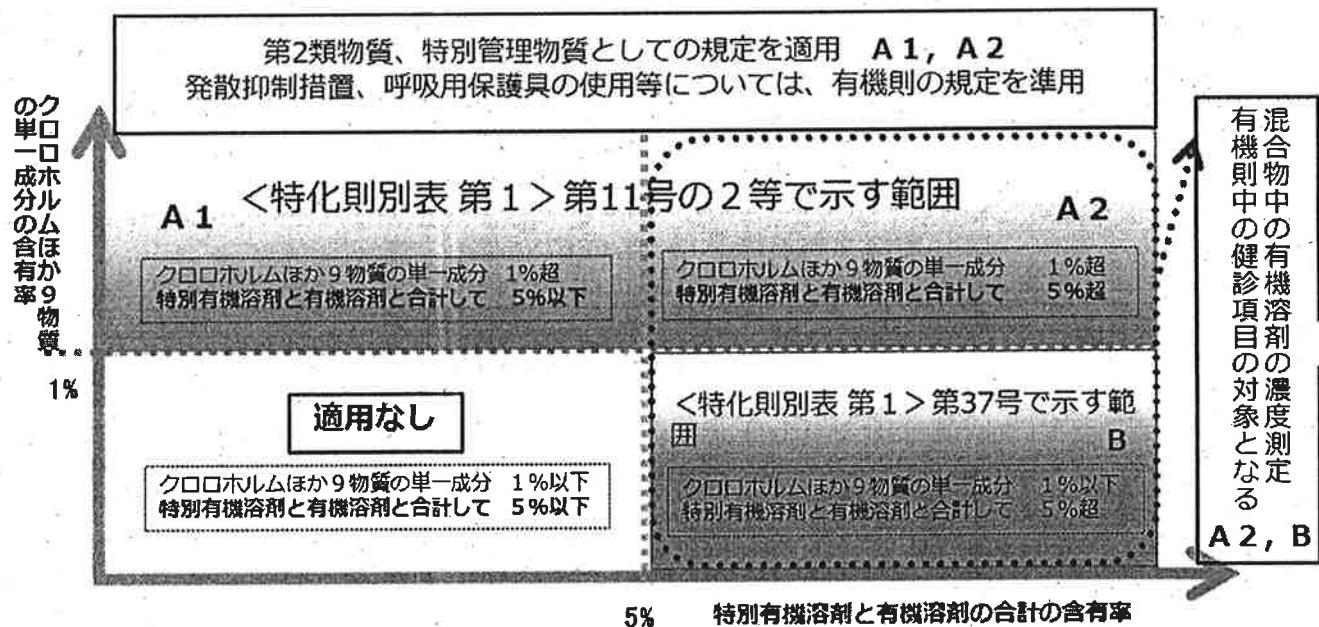
(注) 特別有機溶剤及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超えるものに限る。

クロロホルム等に係る有機溶剤中毒予防規則の準用整理表

条文		内容	クロロホルム等(クロロホルム他9物質の含有量が1%超) A 1、 A 2	クロロホルム等(クロロホルム他9物質の含有量が1%以下) (注) B
第1章 総則	1	定義	●	
	2	適用除外(許容消費量)	● (※1)	● (※3)
	3・4	適用除外(署長認定)	● (※2)	● (※4)
第2章 設備	5	第1種有機溶剤等、第2種有機溶剤等に係る設備	●	
	6	第3種有機溶剤等に係る設備	●	
	7~13の3	第5条、第6条の措置の適用除外	●	
第3章 換気装置の性能等	14~17	局所排気装置等の要件	●	
	18	局所排気装置等の稼働時の要件	●	
	18の2・1 8の3	局所排気装置等の稼働の特例許可	●	
第4章 管理	19・19の2	作業主任者の選任、職務	×	
	20~23	定期自主検査、点検、補修	●	
	24	掲示	●	
	25	区分の表示	●	
	26	タンク内作業	●	
	27	事故時の退避等	●	
第5章 測定	28~28の4	作業環境測定	● (※5・6)	● (※6)
第6章 健康診断	29~30の3	健康診断	● (※5・7)	● (※7)
	30の4	緊急診断	×	
	31	健康診断の特例	● (※5)	●
第7章 保護具	32~34	送気マスク等の使用、保護具の備え付け等	●	
第8章 貯蔵と空容器の処理	35・36	貯蔵、空容器の処理	×	
第9章 技能講習	37	有機溶剤作業主任者技能講習	(特化則第27条により適用)	

- (注)特別有機溶剤及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超えるものに限る。
- ※1 第2章、第3章、第4章(第27条を除く。)、第7章について適用除外
- ※2 第2章、第3章、第4章(第27条を除く。)、第5章、第6章、第7章及び特化則第42条第2項について適用除外
- ※3 第2章、第3章、第4章(第27条を除く。)、第7章及び特化則第27条について適用除外
- ※4 第2章、第3章、第4章(第27条を除く。)、第5章、第6章、第7章及び特化則第27条、第42条第2項について適用除外
- ※5 特別有機溶剤及び有機溶剤の含有量が5%以下のものを除く。
- ※6・7 作業環境測定に係る保存義務は3年間、健康診断に係る保存義務は5年間。

クロロホルム等に係る規制内容 概念図



1001	アクリル酸エステル工業会名称	1047	一般社団法人コンクリートホール・パイル協会
1002	一般社団法人アルコール協会	1049	公益社団法人産業安全技術協会
1003	公益財団法人安全衛生技術試験協会	1050	公益財団法人産業医学振興財団
1004	ECP 協会	1051	一般社団法人 JATI 協会
1005	板硝子協会	1052	一般社団法人色材協会
1006	印刷インキ工業連合会	1053	一般社団法人自転車協会
1007	印刷工業会	1054	公益社団法人自動車技術会
1008	公益社団法人インテリア産業協会	1055	一般社団法人日本自動車工業会
1009	ウレタン原料工業会	1056	写真感光材料工業会
1010	ウレタンフォーム工業会	1057	一般社団法人住宅生産団体連合会
1011	エポキシ樹脂工業会	1058	一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
1012	一般社団法人全国 L P ガス協会	1059	一般財団法人首都高速道路協会
1013	一般財団法人エンジニアリング協会	1060	一般社団法人潤滑油協会
1014	塩ビ工業・環境協会	1061	触媒資源化協会
1015	欧州ビジネス協会医療機器委員会	1062	触媒工業協会
1016	押出発泡ポリスチレン工業会	1063	一般社団法人新金属協会
1017	一般社団法人海洋水産システム協会	1064	一般社団法人新日本スーパー マーケット協会
1018	一般財団法人化学物質評価研究機構	1065	一般財団法人製造科学技術センター
1019	化成品工業協会	1066	一般財団法人石炭エネルギーセンター
1020	一般社団法人仮設工業会	1067	石油連盟
1021	可塑剤工業会	1068	石油化学工業協会
1022	一般社団法人家庭電気文化会	1069	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
1023	一般社団法人口カメラ映像機器工業会	1070	全国農業協同組合中央会
1024	硝子繊維協会	1071	一般社団法人全国木質セメント板工業会
1025	一般社団法人火力原子力発電技術協会	1072	公益社団法人全国解体工事業団体連合会
1026	関西化学工業協会	1073	全国仮設安全事業協同組合
1028	一般社団法人強化プラスチック協会	1074	全国ガラス外装クリーニング協会連合会
1030	協同組合日本製パン製菓機械工業会	1075	全国機械用刃物研磨工業協同組合
1031	一般社団法人軽仮設リース業協会	1077	一般社団法人全国クレーン建設業協会
1032	一般社団法人軽金属製品協会	1078	一般社団法人全国警備業協会
1033	研削砥石工業会	1079	全国建設業協同組合連合会
1034	建設廃棄物協同組合	1080	一般社団法人日本建設機械レンタル協会
1035	建設業労働災害防止協会	1081	一般社団法人全国建設業協会
1036	一般財団法人建設業振興基金	1082	一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会
1037	一般社団法人建設産業専門団体連合会	1083	全国興行生活衛生同業組合連合会
1038	公益社団法人建設荷役車両安全技術協会	1084	公益社団法人全国産業廃棄物連合会
1040	公益財団法人工作機械技術振興財団	1085	全国自動ドア協会
1042	合成樹脂工業協会	1086	全国社会保険労務士会連合会
1044	一般社団法人合板仮設材安全技術協会	1087	全国商工会連合会
1045	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	1088	全国醸造機器工業組合
1046	コンクリート用化学混和剤協会		

1091	一般社団法人全国石油協会	1134	電気機能材料工業会
1092	全国タイヤ商工協同組合連合会	1135	一般社団法人電気協同研究会
1093	全国中小企業団体中央会	1136	電気事業連合会
1094	一般社団法人全国中小建設業協会	1137	一般社団法人電気設備学会
1095	一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会	1138	一般社団法人電気通信協会
1096	一般社団法人全国中小貿易業連盟	1139	電機・電子・情報通信産業経営者連盟
1097	一般社団法人全国鐵構工業協会	1140	一般社団法人電子情報技術産業協会
1099	全国鍍金工業組合連合会	1141	電線工業経営者連盟
1100	一般社団法人全国登録教習機関協会	1142	一般社団法人電池工業会
1101	全国土壤改良資材協議会	1143	天然ガス鉱業会
1102	全国トラックターミナル協会	1144	一般社団法人電力土木技術協会
1103	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	1145	独立行政法人労働者健康福祉機構
1104	一般社団法人全国防水工事業協会	1147	奈良県毛皮革協同組合連合会
1106	公益社団法人全国労働衛生団体連合会	1148	ニッケル協会東京事務所
1107	公益社団法人全国労働基準関係団体連合会	1150	一般社団法人日本アスファルト合材協会
1108	一般財団法人先端加工機械技術振興協会	1151	一般社団法人日本アスファルト乳剤協会
1109	全日本印刷工業組合連合会	1152	日本圧力計温度計工業会
1110	全日本製本工業組合連合会	1154	一般社団法人日本アルミニウム協会
1112	全日本革靴工業協同組合連合会	1155	一般社団法人日本アルミニウム合金協会
1113	一般社団法人全日本建築士会	1156	日本肥料アンモニア協会
1114	一般社団法人全日本航空事業連合会	1157	公益社団法人日本医師会
1116	全日本シール印刷協同組合連合会	1158	日本医薬品添加剤協会
1117	全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会	1159	一般社団法人日本医療法人協会
1118	全日本電気工事業工業組合連合会	1160	一般社団法人日本医療機器工業会
1119	公益社団法人全日本トラック協会	1161	一般社団法人日本医療機器産業連合会
1120	公益社団法人全日本ネオン協会	1162	一般社団法人日本印刷産業機械工業会
1121	全日本爬虫類皮革産業協同組合	1163	日本フォーム印刷工業連合会
1122	公益社団法人全日本病院協会	1164	一般社団法人日本印刷産業連合会
1123	公益社団法人全日本不動産協会	1165	一般社団法人日本エアゾール協会
1124	全日本プラスチック製品工業連合会	1168	日本LPガス協会
1125	一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会	1169	一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
1126	全日本木工機械商業組合	1170	一般社団法人日本エレベータ協会
1127	一般社団法人送電線建設技術研究会	1171	公益社団法人日本煙火協会
1128	一般社団法人ソーラーシステム振興協会	1172	一般社団法人日本オーディオ協会
1129	一般社団法人大日本水産会	1173	日本オートケミカル工業会
1130	ダイヤモンド工業協会	1174	一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会
1131	中央労働災害防止協会	1175	一般社団法人日本音響材料協会
1132	超硬工具協会	1176	日本界面活性剤工業会
1133	電気硝子工業会	1177	一般社団法人日本化学品輸出入協会
		1178	日本化学纖維協会
		1179	公益社団法人日本化学会

1180	一般社団法人日本科学機器協会	1220	一般社団法人日本建設機械工業会
1181	一般社団法人日本化学工業協会	1221	一般社団法人日本建設業連合会
1182	一般社団法人日本化学物質安全・情報センター	1222	日本建築仕上学会
1183	一般社団法人日本ガス協会	1223	日本建築仕上材工業会
1184	日本ガスマーター工業会	1224	公益社団法人日本建築家協会
1185	一般社団法人日本画像医療システム工業会	1225	一般社団法人日本建築材料協会
1187	日本家庭用洗浄剤工業会	1226	公益社団法人日本建築土会連合会
1188	日本家庭用殺虫剤工業会	1227	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
1189	一般社団法人日本金型工業会	1228	一般社団法人日本建築板金協会
1190	一般財団法人日本カメラ財団	1229	日本顕微鏡工業会
1191	一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会	1231	一般社団法人日本港運協会
1192	日本火薬工業会	1232	日本光学工業協会
1193	日本カラーラボ協会	1233	日本光学測定機工業会
1194	一般社団法人日本硝子製品工業会	1234	一般社団法人日本工業炉協会
1195	日本ガラスびん協会	1235	日本工業塗装協同組合連合会
1196	日本硝子計量器工業協同組合	1236	日本鉱業協会
1197	日本革類卸売事業協同組合	1237	一般社団法人日本航空宇宙工業会
1198	一般社団法人日本機械工業連合会	1238	日本工具工業会
1199	一般社団法人日本機械設計工業会	1239	日本工作機械販売協会
1200	一般社団法人日本機械土工協会	1240	一般社団法人日本工作機械工業会
1201	日本機械鋸・刃物工業会	1241	一般社団法人日本工作機器工業会
1202	一般社団法人日本基礎建設協会	1242	一般社団法人日本合成樹脂技術協会
1203	一般財団法人大日本蚕糸会	1243	日本合板工業組合連合会
1204	一般社団法人日本絹人織織物工業会	1244	日本香料工業会
1205	一般社団法人日本金属プレス工業協会	1245	日本精密機械工業会
1206	一般社団法人日本金属屋根協会	1246	公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会
1207	一般社団法人日本空調衛生工事業協会	1247	一般社団法人日本コミュニティーガス協会
1208	日本靴工業会	1248	日本ゴム工業会
1209	一般社団法人日本グラフィックサービス工業会	1249	日本ゴム履物協会
1210	日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会	1250	一般社団法人 日本在外企業協会
1211	一般社団法人日本クレーン協会	1251	一般社団法人日本左官業組合連合会
1212	一般社団法人日本くん蒸技術協会	1252	公益社団法人日本作業環境測定協会
1213	一般社団法人日本経済団体連合会	1253	一般社団法人日本サッジ協会
1214	一般社団法人日本計量機器工業連合会	1254	日本酸化チタン工業会
1215	一般社団法人日本毛皮協会	1255	日本産業洗浄協議会
1216	日本化粧品工業連合会	1256	一般社団法人日本産業・医療ガス協会
1217	日本石鹼洗剤工業組合	1257	一般社団法人日本産業機械工業会
1218	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会	1258	一般社団法人日本産業車両協会
1219	一般社団法人日本建設機械施工協会	1259	公益社団法人日本歯科医師会
		1260	公益社団法人日本歯科技工士会
		1261	一般財団法人日本軸受検査協会

1262	日本試験機工業会	1304	一般社団法人日本造船工業会
1263	日本室内装飾事業協同組合連合会	1305	日本ソーダ工業会
1264	日本自動車輸入組合	1306	一般社団法人日本測量機器工業会
1265	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会	1307	一般社団法人日本損害保険協会
1266	一般社団法人日本自動車機械器具工業会	1308	一般社団法人日本ダイカスト協会
1267	一般社団法人日本自動車機械工具協会	1309	一般社団法人日本大ダム会議
1268	一般社団法人日本自動車車体工業会	1311	一般社団法人日本鍛圧機械工業会
1269	一般社団法人日本自動車タイヤ協会	1312	一般社団法人日本鍛造協会
1270	一般社団法人日本自動車部品工業会	1313	一般社団法人日本タンナーズ協会
1271	一般社団法人日本自動認識システム協会	1314	日本暖房機器工業会
1272	一般社団法人日本自動販売機工業会	1315	日本チェーンストア協会
1273	日本自動販売機保安整備協会	1316	日本チェーン工業会
1274	一般社団法人日本試薬協会	1317	一般社団法人日本チタン協会
1275	一般社団法人日本写真映像用品工業会	1318	一般社団法人日本中小型造船工業会
1277	日本酒造組合中央会	1319	社団法人日本中小企業団体連盟
1278	日本商工会議所	1320	一般社団法人日本鑄造協会
1279	一般社団法人日本照明工業会	1321	日本鍛錆鋼会
1280	一般社団法人日本食品機械工業会	1322	一般社団法人日本鉄鋼連盟
1281	一般社団法人日本私立医科大学協会	1323	一般社団法人日本鉄塔協会
1282	日本真空工業会	1324	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
1283	一般社団法人日本伸銅協会	1325	一般社団法人日本鉄リサイクル工業会
1284	一般社団法人日本新聞協会	1326	一般社団法人日本電化協会
1285	日本スチレン工業会	1327	公益社団法人日本電気技術者協会
1286	日本製缶協会	1328	一般社団法人日本電気協会
1287	日本製紙連合会	1329	一般社団法人日本電気計測器工業会
1288	公益社団法人日本精神科病院協会	1330	一般社団法人日本電機工業会
1289	日本精密測定機器工業会	1331	一般社団法人日本電気制御機器工業会
1290	日本製薬団体連合会	1332	一般社団法人日本電子回路工業会
1291	日本石鹼洗剤工業会	1333	一般社団法人日本電設工業協会
1292	日本接着剤工業会	1334	一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会
1293	日本ゼラチン・コラーゲンペプチド工業組合	1335	一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
1294	公益社団法人日本セラミックス協会	1336	日本陶磁器工業協同組合連合会
1295	一般社団法人日本繊維機械協会	1338	一般社団法人日本銅センター
1296	日本繊維板工業会	1339	一般社団法人日本動力協会
1297	公益社団法人日本洗净技能開発協会	1340	一般社団法人日本道路建設業協会
1298	一般社団法人日本染色協会	1341	一般社団法人日本時計協会
1299	一般社団法人日本マリン事業協会	1342	一般社団法人日本塗装工業会
1300	一般財団法人日本船舶技術研究協会	1343	一般社団法人日本鳶工業連合会
1301	一般社団法人日本船舶電装協会	1344	一般社団法人日本塗料工業会
1302	一般社団法人日本倉庫協会	1345	日本内航海運組合総連合会
1303	一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会		

1346	日本内燃機関連合会	1391	日本防疫殺虫剤協会
1347	一般社団法人日本内燃力発電設備協会	1392	一般社団法人日本望遠鏡工業会
1348	日本難燃剤協会	1393	一般社団法人日本芳香族工業会
1349	一般社団法人日本ねじ工業協会	1394	一般社団法人日本縫製機械工業会
1350	一般社団法人日本農業機械工業会	1395	日本紡績協会
1351	日本パーマネントウェーブ液工業組合	1396	一般社団法人日本包装機械工業会
1353	一般社団法人日本配線システム工業会	1397	公益社団法人日本ボウリング場協会
1354	一般社団法人日本配電制御システム工業会	1398	一般社団法人日本ホームヘルス機器協会
1355	一般社団法人日本船用機関整備協会	1399	一般社団法人日本保温保冷工業協会
1356	一般社団法人日本歯車工業会	1400	日本ポリオレフィンフィルム工業組合
1357	一般社団法人日本ばね工業会	1401	一般社団法人日本民営鉄道協会
1358	日本歯磨工業会	1402	日本無機薬品協会
1359	一般社団法人日本パレット協会	1403	一般社団法人日本綿花協会
1360	一般社団法人日本半導体製造装置協会	1404	一般社団法人日本綿業俱楽部
1361	一般社団法人日本電子デバイス産業協会	1405	日本メンテナンス工業会
1362	一般財団法人日本皮革研究所	1406	公益社団法人日本木材保存協会
1363	一般社団法人日本皮革産業連合会	1407	日本木材防腐工業組合
1364	日本ビニル工業会	1408	一般社団法人日本木工機械工業会
1365	一般社団法人日本非破壊検査工業会	1409	日本有機過酸化物工業会
1366	一般社団法人日本表面処理機材工業会	1410	日本輸入化粧品協会
1367	一般社団法人日本ビルディング協会連合会	1411	日本窯業外装材協会
1368	一般社団法人日本フードサービス協会	1412	日本溶剤リサイクル工業会
1371	日本弗素樹脂工業会	1413	一般財団法人日本溶接技術センター
1372	日本部品供給装置工業会	1414	一般社団法人日本溶接容器工業会
1373	日本プラスチック機械工業会	1415	日本羊毛紡績会
1374	日本プラスチック工業連盟	1416	一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
1375	一般社団法人日本プラント協会	1417	日本浴用剤工業会
1376	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会	1418	一般社団法人日本陸用内燃機関協会
1377	一般社団法人日本フルードパワー工業会	1420	一般社団法人日本旅客船協会
1378	日本フルオロカーボン協会	1421	一般社団法人日本臨床検査薬協会
1379	一般社団法人日本分析機器工業会	1422	一般社団法人日本冷蔵倉庫協会
1380	一般社団法人日本粉体工業技術協会	1423	一般社団法人日本冷凍空調工業会
1381	日本ヘアカラー工業会	1424	一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
1382	一般社団法人日本ベアリング工業会	1425	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
1383	一般社団法人日本べつ甲協会	1426	一般社団法人日本ロボット工業会
1385	公益社団法人日本保安用品協会	1427	一般社団法人農業電化協会
1386	日本ボイラ・圧力容器工業組合	1428	農薬工業会
1387	一般社団法人日本ボイラ協会	1429	発泡スチロール協会
1388	一般社団法人日本ボイラ整備据付協会	1430	一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
1389	一般社団法人日本防衛装備工業会	1431	光触媒工業会
1390	一般社団法人日本貿易会		

- 1432 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
1433 一般社団法人日本病院会
1434 一般財団法人F A財団
1435 普通鋼電炉工業会
1436 一般社団法人不動産協会
1437 一般社団法人プラスチック循環利用協会
1438 一般社団法人プレハブ建築協会
1439 米国医療機器・IVD 工業会
1440 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
1441 ポリカーボネート樹脂技術研究会
1442 一般財団法人マイクロマシンセンター
1443 公益財団法人N S Kメカトロニクス技術高度化財団
1445 公益社団法人有機合成化学協会
1446 公益財団法人油空圧機器技術振興財団
1447 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
1448 硫酸協会
1449 一般社団法人林業機械化協会
1450 林業・木材製造業労働災害防止協会
1451 ロックウール工業会
1452 建設労務安全研究会
1453 ステンレス協会
1454 クロロカーボン衛生協会

基発0930第3号
平成26年9月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示の適用等について

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（平成26年厚生労働省告示第377号。以下「改正告示」という。）が、平成26年9月29日に公示され、平成26年11月1日（一部の規定については平成26年10月1日）から適用されることとなった。その趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期したい。

記

第1 改正の趣旨

本改正は、「平成25年度第2回管理濃度等検討会」及び「平成26年度第1回管理濃度等検討会」において検討された結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第288号。以下「改正政令」という。）により特定化学物質に追加されたジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）（以下「DDVP」という。）の試料採取方法、分析方法及び管理濃度を定めるとともに、1,2-ジクロロプロパンの試料採取方法及び管理濃度を改める等の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1. 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」

という。) の一部改正について

(1) 試料採取方法及び分析方法について（測定基準別表関係）

ア 作業環境測定におけるDDVPの試料採取方法を「固体捕集方法」と、分析方法を「ガスクロマトグラフ分析方法」と定めたこと。

イ 1, 2-ジクロロプロパンの試料採取方法を「固体捕集方法又は直接捕集方法」から「固体捕集方法」に改めたこと。

(2) クロロホルム他9物質の試料採取方法及び分析方法について（測定基準第10条第1項及び別表第1関係）

改正政令により有機溶剤から特定化学物質に移行したクロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン（以下「クロロホルム他9物質」という。）の試料採取方法及び分析方法については、従来、別表第2に規定されていたものを別表第1で規定する形式に改めたが、内容の変更はないこと。

(3) 特別有機溶剤に係る測定の特例について（測定基準第10条第2項及び第3項関係）

ア クロロホルム他9物質のうち、改正告示による改正前の測定基準第13条第2項において「検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる」（ただし、妨害物質の影響を受ける場合を除く。）こととされていたクロロホルム、四塩化炭素、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）及びトリクロロエチレン（以下これらを「検知管方式可能特別有機溶剤」という。）については、改正後も引き続き同様の取扱とするため、測定基準第10条第2項各号にこれらを追加したこと。（第2項関係）

イ 検知管方式可能特別有機溶剤について、妨害物質の影響を受ける場合であっても、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第36条の2第1項の規定による測定結果の評価が2年以上行われ、その間、当該評価の結果、第1管理区分に区分されることが継続した単位作業場については、所轄労働基準監督署長の許可を受けたときは、検知管方式等によることを認めたこと。なお、この場合であっても、1以上の測定

点において測定基準の別表に掲げる方法による測定を同時に行う必要があること。（第3項関係）

ウ また、特別有機溶剤のうち検知管方式可能物質以外の物質（エチルベンゼン、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン（別名二塩化アセチレン）、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、1,2-ジクロロプロパン、1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）及びメチルイソブチルケトン）についても、検知管方式可能特別有機溶剤を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合であって、かつ、イの条件を満たす場合に、イと同様の特例が認められること。（第3項関係）

(4) 特定有機溶剤混合物中の特別有機溶剤の測定について（測定基準第13条第1項関係）

特化則第36条の5において準用する有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第28条第2項の規定による測定における特定有機溶剤混合物（特化則第36条の5に規定する特定有機溶剤混合物をいう。以下同じ。）中の特別有機溶剤の測定については、測定基準第13条第1項に定めるところにより行うこととしたこと。

(5) 特定有機溶剤混合物に係る測定の特例について（測定基準第13条第2項及び第3項関係）

ア 検知管方式可能特別有機溶剤については、特化則第36条の5において準用する有機則第28条第2項の規定による測定においても、測定基準第13条第2項の対象とし、(3)ア及びイと同様の特例を設けることとしたこと。（第2項及び第3項関係）

イ 測定基準第13条第2項の規定により検知管方式等によることが認められていない有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2第2号、第6号から第10号まで、第17号、第20号から第22号まで、第24号、第34号、第39号、第40号、第42号、第44号、第45号及び第47号に掲げる物）については、測定基準第13条第2項各号に掲げる有機溶剤又は検知管方式可能特別有機溶剤を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合であって、かつ、(3)イの条件を満たす場合に、(3)イと同様の特例が認められること。（第3項関係）

ウ また、特別有機溶剤のうち検知管方式可能物質以外の物質についても、特化則第36条の5において準用する有機則第28条第2項の規定による測定において、測定基準第13条第2項各号に掲げる

有機溶剤又は検知管方式可能特別有機溶剤を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合であつて、かつ、(3)イの条件を満たす場合に、(3)イと同様の特例が認められること。(第3項関係)

2 作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号。以下「評価基準」という。)の一部改正について

(1) 管理濃度の設定について(評価基準別表関係)

ア D D V P の管理濃度を $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ と定めたこと。

イ 1, 2-ジクロロプロパンの管理濃度を 10ppm から 1ppm に引き下げたこと。

(2) クロロホルム他9物質の測定結果の評価について(評価基準別表関係)

改正政令によりクロロホルム他9物質が有機溶剤から特定化学物質に移行したため、これらの物質の別表中の規定位置を変更したこと。なお、クロロホルム他9物質の管理濃度については、従来と変更がないこと。

(3) 特定有機溶剤混合物に係る評価方法について(評価基準第2条第4項関係)

特化則第36条の5において準用する有機則第28条の2第1項の規定による特定有機溶剤混合物に係る作業環境測定結果の評価方法については、混合有機溶剤に係る評価方法と同様、評価基準第2条第4項に示されている計算式により測定点ごとに換算値を求め、管理濃度に相当する値は1として評価することとしたこと。

3 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能(昭和50年労働省告示第75号。以下「性能要件告示」という。)の一部改正について

(1) D D V P について、特化則の規定に基づき作業場に設ける局所排気装置のフードの外側における濃度(以下「抑制濃度」という。)を $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ に定めたこと。

(2) 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタンについて、抑制濃度を $0.005\text{mg}/\text{m}^3$ と定めるとともに、制御風速を削除したこと。

(3) ベータープロピオラクトンについて、抑制濃度を $0.5\text{cm}^3/\text{m}^3$ と定めるとともに、制御風速を削除したこと。

(4) アクリルアミドの抑制濃度を $0.3\text{mg}/\text{m}^3$ から $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ に引き下げたこと。

(5) アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。）、カドミウム及びその化合物、コールタール並びにペンタクロルフェノール（別名 P C P）及びそのナトリウム塩の抑制濃度の値の表現を正確に規定にしたこと。

4 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成15年厚生労働省告示第378号。以下「稼働要件告示」という。）の一部改正について

DDVP、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン及びベータープロピオラクトンについて、抑制濃度を超えないよう局所排気装置を稼働すべき物質に追加したこと。

5 その他

改正政令により、クロロホルム他9物質が、労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤から、同令別表第3に掲げる特定化学物質に移行したことによる所要の措置等を行ったこと。

6 適用期日

改正告示は、平成26年11月1日から適用することとしたこと。

なお、1(1)イ及び2(1)イに係る改正（1, 2-ジクロロプロパンの試料採取方法及び管理濃度に係る改正）については、平成26年10月1日から適用する。

第3 細部事項

1 測定基準関係

(1) 特別有機溶剤の測定方法の明確化について（測定基準第10条及び第13条関係）

特別有機溶剤に係る作業環境測定のうち、特化則第36条の規定に基づき行う測定については、その方法を測定基準第10条第1項から第3項までに規定し、特化則第36条の5による有機則第28条の準用により行う測定（特定有機溶剤混合物に係る測定）については、その方法を測定基準第13条第1項から第3項までに規定したこと。

なお、特化則第2条第1項第3号の3に規定する特別有機溶剤等

(特化則別表第1第37号に掲げる物を除く。以下「特別有機溶剤等」という。)に該当し、かつ、特定有機溶剤混合物にも該当する物に関する空気中の特別有機溶剤の濃度の測定は、第10条及び第13条の両方が適用されることとなるが、同一の物について第10条に基づく測定と第13条に基づく測定を重ねて行う必要はないこと。

(2) 特別有機溶剤等及び特定有機溶剤混合物に係る測定の特例について(測定基準第10条第3項及び第13条第3項関係)

改正政令により、特別有機溶剤等及び特定有機溶剤混合物に係る作業環境測定は平成26年11月1日から実施が義務付けられ、改正告示による改正後の測定基準第10条第3項又は第13条第3項は同日から適用されるが、測定基準第10条第3項又は第13条第3項における「測定結果の評価」には、次のものが含まれること。

したがって、改正告示による改正後の測定基準第10条第3項及び第13条第3項の所轄労働基準監督署長の許可の申請は、改正告示の適用日である平成26年11月1日から可能となるものであること。

ア 改正告示の公示日から平成26年10月31までの間に、改正告示による改正後の測定基準及び評価基準に定める方法により行った特別有機溶剤等及び特定有機溶剤混合物に係る作業環境測定の結果の評価。

イ 平成26年10月31日までに改正告示による改正前の測定基準及び評価基準に定める方法により行った有機溶剤等(改正特化則に規定する特別有機溶剤等又は特定有機溶剤混合物に該当する物に限る。)に係る作業環境測定の結果の評価。

ただし、測定基準第10条第3項に基づき特別有機溶剤等について特例許可を受けようとする場合には、「測定結果の評価」は、改正前の評価基準に基づく混合有機溶剤としての総合的な評価ではなく、改正告示に基づいて特別有機溶剤ごとに評価を行ったものを指す。

(3) 現に測定の特例許可を受けている事業者の手続について(測定基準第10条第3項及び第13条第3項関係)

平成26年10月31日までに改正前の測定基準第13条第3項の規定による測定の特例許可を受けている事業者のうち、許可対象である有機溶剤等が改正特化則に規定する特別有機溶剤等にも該当するものにおいては、許可時の要件に変更がない場合は、引き続き測定基準第13条第3項の規定による特例を受けられるものとともに、改めて測定基準第10条第3項の規定による特例の許可を受ける必要

はないこと。

なお、この場合、測定基準第10条第7項（第13条第5項で準用する場合を含む。）において、特例の許可を受けている単位作業場所に係るその後の測定の結果の評価により当該単位作業場所が第1管理区分でなくなったときは、遅滞なく、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととされており、また、測定基準第10条第8項（第13条第5項で準用する場合を含む。）において、当該報告があった場合等において、所轄労働基準監督署長は、特例許可に係る単位作業場所について第1管理区分を維持していないと認めたとき又は維持することが困難であると認めたときは、当該特例許可を取り消すことがあることに留意すること。

(4) 1, 2-ジクロロプロパンの試料採取方法の改正について（測定基準別表第1関係）

1, 2-ジクロロプロパンの試料採取方法は、平成25年10月1日付けの測定基準の改正により、「固体捕集方法又は直接捕集方法」と定めたところである。

しかしながら、今回の評価基準の改正により、1, 2-ジクロロプロパンの管理濃度が10ppmから1ppmに引き下げられることに伴い、直接捕集方法では正確に測定できない場合があり得るため、専門家の意見も踏まえ、1, 2-ジクロロプロパンの試料採取方法を固体捕集方法に限定したものであること。

2 評価基準関係

(1) 特別有機溶剤等及び特定有機溶剤混合物に該当する物の測定結果の評価について（評価基準第2条第1項及び第4項）

特別有機溶剤等に該当し、かつ、特定有機溶剤混合物にも該当する物については、評価基準第2条第1項の規定に基づき含有量が重量の1パーセントを超える特別有機溶剤について当該特別有機溶剤ごとの測定結果の評価を行うとともに、評価基準第2条第4項の規定に基づき混合有機溶剤としての測定結果の評価も行わなければならないこと。

3 作業環境測定士規程（昭和51年労働省告示第16号。以下「測定士規程」という。）関係

(1) 試験科目について（測定士規程第2条及び第3条関係）

今般の改正告示において測定士規程は改正されていないが、改正

政令により、DDVPが特定化学物質に追加され、また、クロロホルム他9物質が有機溶剤から特定化学物質に移行したことに伴い、次のように内容が変更されること。

ア 別表第3号の作業場関係

作業環境測定士試験の「別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の技術」の科目の範囲及び作業環境測定士となるための講習の「別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の科目の範囲に、それぞれDDVP及びクロロホルム他9物質の分析に関する理論及び方法並びにこれらの物質の分析が追加されたこと。

イ 別表第5号の作業場関係

作業環境測定士試験の「別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の技術」の科目の範囲及び作業環境測定士となるための講習の「別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務」から、それぞれクロロホルム他9物質の分析に関する理論及び方法並びにこれらの物質の分析が除外されたこと。

第4 関係通達の一部改正

1 平成17年3月31日付け基発第0331017号通達の一部改正

(1) 平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の一部を次のように改正する。

本文を次のように改める。

3 (4) 中「エチルベンゼン塗装業務」を「特別有機溶剤業務」に改め、「エチルベンゼン有機溶剤混合物」を「特定有機溶剤混合物」に改める。

6 (1) イ(イ)中「8」を「8、11の2」に改め、「、19、19の2」を「、18の2から18の4まで、19から19の5まで、22の2から22の5まで」に改め、「若しくは32」を「、32若しくは33の2」に改める。

6 (2) イ(イ)中「6まで」を「6まで、11の2」に改め、「、19、19の2」を「、18の2から18の4まで、19から19の5まで、22の2から22の5まで」に改め、「若しくは31の2」を「、31の2若しくは33の2」に改める。

別表第1を別添のとおり改める。

別表第2中「15 1, 2-ジクロロプロパン」の項中「固体捕集方法又は直接捕集方法」を「固体捕集方法」に改める。

(2) 改正通達の適用期日は次のとおりとする。

ア 別表第1の1, 2-ジクロロプロパンの管理濃度等を10ppmから1 ppmに改める改正及び別表第2の1, 2-ジクロロプロパンの試料採取方法を改める改正については、平成26年10月1日から適用する。

イ ア以外については、平成26年11月1日から適用する。

別添

別表第1 測定対象物質と管理濃度等

物の種類	管理濃度等
1 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度 (単位 mg/m^3) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 (単位 パーセント)
2 アクリルアミド	0. 1 mg/m^3
3 アクリロニトリル	2 ppm
4 アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	水銀として 0. 0 1 mg/m^3
5 アルファーナフチルアミン及びその塩	—
6 石綿	5 μm 以上の繊維として 0. 1 5 本/ cm^3
7 インジウム化合物	—
8 エチルベンゼン	2 0 ppm
9 エチレンイミン	0. 0 5 ppm
10 エチレンオキシド	1 ppm
11 塩化ビニル	2 ppm
12 塩素	0. 5 ppm
13 オーラミン	—
14 オルトートリジン及びその塩	—
15 オルトーフタロジニトリル	0. 0 1 mg/m^3
16 塩素化ビフェニル(別名PCB)	0. 0 1 mg/m^3
17 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0. 0 5 mg/m^3
18 クロム酸及びその塩	クロムとして 0. 0 5 mg/m^3
19 クロロホルム	3 ppm
20 クロロメチルメチルエーテル	—
21 五酸化バナジウム	バナジウムとして 0. 0 3 mg/m^3
22 コバルト及びその無機化合物	コバルトとして 0. 0 2 mg/m^3
23 コールタール	ベンゼン可溶性成分として 0. 2 mg/m^3
24 酸化プロピレン	2 ppm
25 ジアニシジン及びその塩	—
26 シアン化カリウム	シアンとして 3 mg/m^3
27 シアン化水素	3 ppm
28 四塩化炭素	5 ppm
29 1, 4-ジオキサン	1 0 ppm
30 シアン化ナトリウム	シアンとして 3 mg/m^3
31 ジクロルベンジジン及びその塩	—
32 1, 2-ジクロロエタン(別名二塩)	1 0 ppm

化エチレン)	
3 3 3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン	0. 005 mg/m ³
3 4 1, 2-ジクロロプロパン	1 ppm
3 5 ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	50 ppm
3 6 ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名 DDVP)	0. 1 mg/m ³
3 7 1, 1-ジメチルヒドラジン	0. 01 ppm
3 8 臭化メチル	1 ppm
3 9 重クロム酸及びその塩	クロムとして 0. 05 mg/m ³
4 0 水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	水銀として 0. 025 mg/m ³
4 1 スチレン	20 ppm
4 2 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	1 ppm
4 3 テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	50 ppm
4 4 トリクロロエチレン	10 ppm
4 5 トリレンジイソシアネート	0. 005 ppm
4 6 ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	ニッケルとして 0. 1 mg/m ³
4 7 ニッケルカルボニル	0. 001 ppm
4 8 ニトログリコール	0. 05 ppm
4 9 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	—
5 0 パラ-ニトロクロルベンゼン	0. 6 mg/m ³
5 1 硒素及びその化合物 (アルシン及び硒化ガリウムを除く。)	砒素として 0. 003 mg/m ³
5 2 弗化水素	0. 5 ppm
5 3 ベータ-プロピオラクトン	0. 5 ppm
5 4 ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして 0. 001 mg/m ³
5 5 ベンゾトリクロリド	0. 05 ppm
5 6 ベンゼン	1 ppm
5 7 ペンタクロルフェノール (別名 PCP) 及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして 0. 5 mg/m ³
5 8 ホルムアルデヒド	0. 1 ppm
5 9 マゼンタ	—
6 0 マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)	マンガンとして 0. 2 mg/m ³
6 1 メチルイソブチルケトン	20 ppm
6 2 沃化メチル	2 ppm
6 3 硫化水素	1 ppm
6 4 硫酸ジメチル	0. 1 ppm
6 5 鉛及びその化合物	鉛として 0. 05 mg/m ³

6 6 アセトン	5 0 0 ppm
6 7 イソブチルアルコール	5 0 ppm
6 8 イソプロピルアルコール	2 0 0 ppm
6 9 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	1 0 0 ppm
7 0 エチルエーテル	4 0 0 ppm
7 1 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	5 ppm
7 2 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	5 ppm
7 3 エチレングリコールモノノルマルーブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)	2 5 ppm
7 4 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	0 . 1 ppm
7 5 オルトージクロルベンゼン	2 5 ppm
7 6 キシレン	5 0 ppm
7 7 クレゾール	5 ppm
7 8 クロルベンゼン	1 0 ppm
7 9 酢酸イソブチル	1 5 0 ppm
8 0 酢酸イソプロピル	1 0 0 ppm
8 1 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	5 0 ppm
8 2 酢酸エチル	2 0 0 ppm
8 3 酢酸ノルマルーブチル	1 5 0 ppm
8 4 酢酸ノルマループロピル	2 0 0 ppm
8 5 酢酸ノルマルーペンチル (別名酢酸ノルマルーアミル)	5 0 ppm
8 6 酢酸メチル	2 0 0 ppm
8 7 シクロヘキサンオール	2 5 ppm
8 8 シクロヘキサンノン	2 0 ppm
8 9 1, 2-ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)	1 5 0 ppm
9 0 N, N-ジメチルホルムアミド	1 0 ppm
9 1 テトラヒドロフラン	5 0 ppm
9 2 1, 1, 1-トリクロルエタン	2 0 0 ppm
9 3 トルエン	2 0 ppm
9 4 二硫化炭素	1 ppm
9 5 ノルマルヘキサン	4 0 ppm
9 6 1-ブタノール	2 5 ppm
9 7 2-ブタノール	1 0 0 ppm
9 8 メタノール	2 0 0 ppm
9 9 メチルエチルケトン	2 0 0 ppm

100	メチルシクロヘキサノール	50 ppm
101	メチルシクロヘキサン	50 ppm
102	メチルノルマルーブチルケトン	5 ppm
103	2-アミノ-4-クロロフェノール	—
104	アントラセン	—
105	2, 3-エポキシ-1-プロパン	2 ppm
106	塩化アリル	1 ppm
107	オルトーフェニレンジアミン及びその塩	オルトーフェニレンジアミンとして0.1 mg/m ³
108	キノリン及びその塩	—
109	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	構造類似物質の管理濃度 パラ-ニトロクロルベンゼン 0.6 mg/m ³
110	酢酸ビニル	10 ppm
111	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	—
112	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	構造類似物質の管理濃度 パラ-ニトロクロルベンゼン 0.6 mg/m ³
113	N, N-ジメチルアセトアミド	10 ppm
114	ノルマルーブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	3 ppm
115	パラ-ジクロルベンゼン	10 ppm
116	パラ-ニトロアニソール	構造類似物質の許容濃度 パラ-アニシジン 0.5 mg/m ³ (日本産業衛生学会、ACGIH) ジニトロトルエン (混合物) 0.2 mg/m ³ (ACGIH)
117	ヒドラジン及びその塩並びに一水和物	ヒドラジンとして0.13 mg/m ³
118	ビフェニル	0.2 ppm
119	2-ブテナール	0.2 ppm
120	1-ブロモ-3-クロロプロパン	構造類似物質の管理濃度 1, 2-ジクロロエタン 10 ppm
121	1-ブロモブタン	—

備考 この表の右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。

(注) 表に掲げる管理濃度等とは、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)の別表に掲げる管理濃度及び労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針に基づき作業環境の測定の結果を評価するために使用する評価指標をいう。

基発第0331017号
平成17年3月31日
改正 基発第0614001号
平成17年6月14日
改正 基発第0331008号
平成18年3月31日
改正 基発第0811002号
平成18年8月11日
改正 基発第0229001号
平成20年2月29日
改正 基発第0331024号
平成21年3月31日
改正 基発0329第28号
平成23年3月29日
改正 基発1028第4号
平成23年10月28日
改正 基発0207第3号
平成24年2月7日
改正 基発1010第2号
平成24年10月10日
改正 基発0123第1号
平成25年1月23日
改正 基発0305第1号
平成25年3月5日
改正 基発1001第4号
平成25年10月1日
改正 基発1001第6号
平成25年10月1日
改正 基発0930第3号
平成26年9月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、屋内作業場等について行う作業環境測定及びその結果の評価に基づく作業環境管理については、労働者の健康確保のための手法として定着し、重要な役割を果たしているところである。しかしながら、

屋外作業場等については、屋内作業場等と同様に有害物質等へのばく露による健康障害の発生が認められているものの、屋外作業場等に対応した作業環境の測定の結果の評価手法が確立されていないことから、適切な作業環境管理が行われていない現状にある。

このため、労働安全衛生法第6条に基づき、平成15年3月24日に策定された第10次労働災害防止計画においては、屋外作業場における有害な化学物質へのばく露の低減を図ることが重点事項とされており、屋外作業場等の作業環境を的確に把握し、その結果に基づいた作業環境の管理を推進する必要がある。

今般、別添1のとおり「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」を策定したので、関係事業者に対し、本ガイドラインの周知徹底を図るとともに、本ガイドラインによる屋外作業場等における作業環境管理の推進に努められたい。

なお、関係団体に対し、別添2のとおり要請を行ったので、了知されたい。

別添1

屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、有害な業務を行う屋外作業場等について、必要な作業環境の測定を行い、その結果の評価に基づいて、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講ずることにより、労働者の健康を保持することを目的とする。

なお、本ガイドラインは、有害な業務を行う屋外作業場等について、事業者が構すべき原則的な措置を示したものであり、事業者は、本ガイドラインを基本としつつ、事業場の実態に即して、有害な業務を行う屋外作業場等における労働者の健康を保持するために適切な措置を積極的に講ずることが望ましい。

2 屋外作業場等における作業環境管理の基本的な考え方

屋外作業場等においては、屋内作業場等と同様に有害物質等へのばく露による健康障害の発生が認められているため、屋外作業場等の作業環境を的確に把握し、その結果に基づいた作業環境の管理が求められているところである。

しかしながら、屋外作業場等については、自然環境の影響を受けやすいため作業環境が時々刻々変化することが多く、また、作業に移動を伴うことや、作業が比較的短時間であることも多いことから、屋内作業場等で行われている定点測定を前提とした作業環境測定を用いることは適切でないとされ、屋外作業場等における作業環境の測定は、一部の試験的な試みのほかは実施されていなかったところである。

厚生労働省では、屋外作業場等の作業環境の測定及びその結果の評価に基づく適正な管理のあり方について調査検討を進めてきたところであるが、今般、「屋外作業場等における測定手法に関する調査研究委員会報告書」がまとめられ、屋外作業場等については個人サンプラー（個人に装着することができる試料採取機器をいう。以下同じ。）を用いて作業環境の測定を行い、その結果を管理濃度の値を用いて評価する手法が提言されたところである。屋外作業場等における作業環境管理を行うには、この手法が現在では最も適当であることから、今後は、この手法による作業環境管理の推進を図ることとしたものである。

3 作業環境の測定の対象とする屋外作業場等

屋外作業場等とは、労働安全衛生法等において作業環境測定の対象となっている屋内作業場等以外の作業場のことであり、具体的には、屋外作業場（建家の側面の半分以上にわたって壁等の遮へい物が設けられておらず、かつ、ガス・粉じん等が内部に滞留するおそれがない作業場を含む。）のほか、船舶の内部、車両の内部、タンクの内部、ピットの内部、坑の内部、狭い道の内部、暗きよ又はマンホールの内部等とする。

測定は、以下の屋外作業場等であって、当該屋外作業場等における作業又は業務が一定期間以上継続して行われるものについて、行うものとする。なお、「一定期間以上継続して行われる」作業又は業務には、作業又は業務が行われる期間が予定されるもの、1回当たりの作業又は業務が短時間であっても繰り返し行われるもの、同様の作業又は業務が場所を変えて（事業場が異なる場合も含む。）繰り返し行われるものを含むものとする。

- (1) 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋外作業場等で、常時特定粉じん作業（粉じん障害予防規則（昭和54年労働省令第18号）第2条第1項第3号の特定粉じん作業をいう。以下同じ。）が行われるもの
- (2) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第3第1号若しくは第2号に掲げる特定化学物質等を製造し、若しくは取り扱う屋外作業場等又は石綿等（令第6条第2・3号の石綿等をいう。）を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋外作業場等（(4)及び(5)に掲げるものを除く。）
- (3) 令別表第4第1号から第8号まで、第10号又は第16号に掲げる鉛業務（遠隔操作によって行う隔壁室におけるものを除く。）を行う屋外作業場等
- (4) 令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤業務（有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第1条第1項第6号の有機溶剤業務をいう。）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第2条の2第1号に規定する特別有機溶剤業務（同令第36条の5に掲げる特定有機溶剤混合物に係るものに限る。）のうち、有機則第3条第1項の場合における同項の業務以外の業務を行う屋外作業場等（(5)に掲げるものを除く。）
- (5) 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質（平成3年労働省告示第57号）に定められた化学物質について、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に基づき、作業環境の測定等を行うこととされている物を製造し、又は取り扱う屋外作業場等

（注）(1)から(4)までは、令第21条第1号、第7号、第8号及び第10号中「屋内作業場」を「屋外作業場等」とし、省令に委任されている内容を明確化したものである。この場合において、特定粉じん作業の定義の中に「屋内」等の語が含まれるものがあるが、適宜「屋外」等と読み替えるものとする。

ただし、上記(1)の作業又は業務のうち、ずい道等建設工事の粉じんの測定については、平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」第3の4(1)に示されている「粉じん濃度等の測定」による。

4 作業環境の測定の実施

測定は、以下に定めるところにより、屋外作業場等において取り扱う有害物質の濃度が最も高くなる作業時間帯において、高濃度と考えられる作業環境下で作業に従事する労働者に個人サンプラーを装着して行う。測定の実施には、個人サンプラーの取扱い等について専門的な知識・技術を必要とすることから、作業環境測定士等の専門家の協力を得て実施することが望ましい。

(1) 測定頻度

測定は、作業の開始時及び1年以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、原料、作業工程、作業方法又は設備等を変更した場合は、その都度その直後に1回測定すること。

(2) 測定方法

ア 測定点

測定の対象となる物質を取り扱う労働者は、その周辺にいる労働者よりも高濃度の作業環境下で作業に従事していると考えられることから、測定点は、当該物質を取り扱う労働者全員の呼吸域（鼻又は口から30cm以内の襟元、胸元又は

帽子の縁をいう。以下同じ。)とし、当該呼吸域に個人サンプラーを装着すること。ただし、作業環境測定士等の専門家の協力を得て実施する場合には、その専門家の判断により測定点の数を減らすことができる。

イ 測定時間

測定点における試料空気の採取時間は、別表第1に掲げる管理濃度又は基準濃度(以下「管理濃度等」という。)の10分の1の濃度を精度良く測定でき、かつ、生産工程、作業方法、当該物質の発散状況等から判断して、気中濃度が最大になる時間帯を含む10分間以上の継続した時間とすること。

ウ 試料採取方法及び分析方法

試料採取方法及び分析方法は、測定の対象となる物質の種類に応じて作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)に定める試料採取方法及び分析方法とすること。ただし、上記3の(5)に係る化学物質の試料採取方法及び分析方法は、別表第2に掲げる物の種類に応じて、同表中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表右欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法とすること。

なお、拡散式捕集方法(パッシブサンプラー)等の他の方法であっても、管理濃度等の10分の1の濃度を精度良く測定できる場合は、当該方法によることができる。

5 作業環境の測定の結果及びその評価並びに必要な措置

- (1) 作業環境の測定の結果及びその評価に基づく必要な措置については、衛生委員会等において調査審議するとともに、関係者に周知すること。
- (2) 作業環境の測定の結果の評価は、各測定点ごとに、測定値と管理濃度等とを比較して、測定値が管理濃度等を超えるか否かにより行うこと。

評価の結果、測定値が管理濃度等を1以上の測定点で超えた場合には、次の措置を講ずること。

ア 直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の測定値が管理濃度等を超えないようにすること。

イ 測定値が管理濃度等を超えた測定点については、必要な措置が講じられるまでは労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、その他労働者の健康の保持を図るために必要な措置を講じること。

ウ 上記アによる措置を講じたときは、その効果を確認するため、上記4によりあらためて測定し、その結果の評価を行うこと。

また、管理濃度等の設定されていない物質については、作業場の気中濃度を可能な限り低いレベルにとどめる等ばく露を極力減少させることを基本として管理すること。

6 作業環境の測定の結果及びその評価の記録の保存

(1) 測定結果

ア 記録事項

測定を行ったときは、その都度次の事項を記録すること。

(ア) 測定日時

- (イ) 測定方法
- (ウ) 測定箇所
- (エ) 測定条件
- (オ) 測定結果
- (カ) 測定を実施した者の氏名
- (キ) 測定結果に基づいて労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、その措置の概要

イ 記録の保存

- 記録の保存については、次のとおりとする。
- (ア) 上記3の(1)に係る測定については7年間。
 - (イ) 上記3の(2)に係る測定については3年間。
- ただし、令別表第3第1号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第2号3の2から6まで、8、11の2、12、13の2から15まで、18の2から18の4まで、19から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2、32若しくは33の2に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等（特化則第36条第3項に規定するクロム酸等をいう。以下同じ。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る測定については30年間、石綿に係る測定については40年間。
- (ウ) 上記3の(3)に係る測定については3年間。
 - (エ) 上記3の(4)に係る測定については3年間。
 - (オ) 上記3の(5)に係る測定については30年間。

(2) 測定結果の評価

ア 記録事項

- 評価を行ったときは、その都度次の事項を記録すること。
- (ア) 評価日時
 - (イ) 評価箇所
 - (ウ) 評価結果
 - (エ) 評価を実施した者の氏名
- #### イ 記録の保存
- 記録の保存については、次のとおりとする。
- (ア) 上記3の(1)に係る評価については7年間。
 - (イ) 上記3の(2)に係る評価については3年間。
- ただし、令別表第3第1号6若しくは7に掲げる物又は同表第2号3の3から6まで、11の2、13の2から15まで、18の2から18の4まで、19から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2、24、27の2、29、30、31の2若しくは33の2に掲げる物に係る評価並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る評価については30年間、石綿に係る評価については40年間。
- (ウ) 上記3の(3)に係る評価については3年間。
 - (エ) 上記3の(4)に係る評価については3年間。
 - (オ) 上記3の(5)に係る評価については30年間。

別表第1 測定対象物質と管理濃度等

物の種類	管理濃度等
1 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度（単位 mg/m ³ ） Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率（単位 パーセント）
2 アクリルアミド	0. 1 mg/m ³
3 アクリロニトリル	2 ppm
4 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	水銀として0. 0 1 mg/m ³
5 アルファーナフチルアミン及びその塩	—
6 石綿	5 μm以上の纖維として0. 1 5 本/cm ³
7 インジウム化合物	—
8 エチルベンゼン	2 0 ppm
9 エチレンイミン	0. 0 5 ppm
10 エチレンオキシド	1 ppm
11 塩化ビニル	2 ppm
12 塩素	0. 5 ppm
13 オーラミン	—
14 オルトートリジン及びその塩	—
15 オルトーフタロジニトリル	0. 0 1 mg/m ³
16 塩素化ビフェニル(別名P C B)	0. 0 1 mg/m ³
17 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0. 0 5 mg/m ³
18 クロム酸及びその塩	クロムとして0. 0 5 mg/m ³
19 クロロホルム	3 ppm
20 クロロメチルメチルエーテル	—
21 五酸化バナジウム	バナジウムとして0. 0 3 mg/m ³
22 コバルト及びその無機化合物	コバルトとして0. 0 2 mg/m ³
23 コールタール	ベンゼン可溶性成分として0. 2 mg/m ³
24 酸化プロピレン	2 ppm
25 ジアニシジン及びその塩	—
26 シアン化カリウム	シアンとして3 mg/m ³
27 シアン化水素	3 ppm
28 四塩化炭素	5 ppm
29 1, 4-ジオキサン	1 0 ppm
30 シアン化ナトリウム	シアンとして3 mg/m ³
31 ジクロルベンジジン及びその塩	—
32 1, 2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	1 0 ppm

3 3 3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン	0. 005 mg/m ³
3 4 1, 2-ジクロロプロパン	1 ppm
3 5 ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	50 ppm
3 6 ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名 DDVP)	0. 1 mg/m ³
3 7 1, 1-ジメチルヒドラジン	0. 01 ppm
3 8 臭化メチル	1 ppm
3 9 重クロム酸及びその塩	クロムとして 0. 05 mg/m ³
4 0 水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	水銀として 0. 025 mg/m ³
4 1 スチレン	20 ppm
4 2 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	1 ppm
4 3 テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	50 ppm
4 4 トリクロロエチレン	10 ppm
4 5 トリレンジイソシアネート	0. 005 ppm
4 6 ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	ニッケルとして 0. 1 mg/m ³
4 7 ニッケルカルボニル	0. 001 ppm
4 8 ニトログリコール	0. 05 ppm
4 9 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	-
5 0 パラ-ニトロクロルベンゼン	0. 6 mg/m ³
5 1 硝素及びその化合物 (アルシン及び硝化ガリウムを除く。)	砒素として 0. 003 mg/m ³
5 2 弗化水素	0. 5 ppm
5 3 ベーターブロピオラクトン	0. 5 ppm
5 4 ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして 0. 001 mg/m ³
5 5 ベンゾトリクロリド	0. 05 ppm
5 6 ベンゼン	1 ppm
5 7 ペンタクロルフェノール (別名 PCP) 及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして 0. 5 mg/m ³
5 8 ホルムアルデヒド	0. 1 ppm
5 9 マゼンタ	-
6 0 マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)	マンガンとして 0. 2 mg/m ³
6 1 メチルイソブチルケトン	20 ppm
6 2 沃化メチル	2 ppm
6 3 硫化水素	1 ppm
6 4 硫酸ジメチル	0. 1 ppm
6 5 鉛及びその化合物	鉛として 0. 05 mg/m ³
6 6 アセトン	500 ppm

6 7 イソブチルアルコール	5 0 ppm
6 8 イソプロピルアルコール	2 0 0 ppm
6 9 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	1 0 0 ppm
7 0 エチルエーテル	4 0 0 ppm
7 1 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	5 ppm
7 2 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	5 ppm
7 3 エチレングリコールモノノルマルーブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)	2 5 ppm
7 4 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	0 . 1 ppm
7 5 オルトージクロルベンゼン	2 5 ppm
7 6 キシレン	5 0 ppm
7 7 クレゾール	5 ppm
7 8 クロルベンゼン	1 0 ppm
7 9 酢酸イソブチル	1 5 0 ppm
8 0 酢酸イソプロピル	1 0 0 ppm
8 1 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	5 0 ppm
8 2 酢酸エチル	2 0 0 ppm
8 3 酢酸ノルマルーブチル	1 5 0 ppm
8 4 酢酸ノルマループロピル	2 0 0 ppm
8 5 酢酸ノルマルーペンチル (別名酢酸ノルマルーアミル)	5 0 ppm
8 6 酢酸メチル	2 0 0 ppm
8 7 シクロヘキサンオール	2 5 ppm
8 8 シクロヘキサン	2 0 ppm
8 9 1, 2-ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)	1 5 0 ppm
9 0 N, N-ジメチルホルムアミド	1 0 ppm
9 1 テトラヒドロフラン	5 0 ppm
9 2 1, 1, 1-トリクロルエタン	2 0 0 ppm
9 3 トルエン	2 0 ppm
9 4 二硫化炭素	1 ppm
9 5 ノルマルヘキサン	4 0 ppm
9 6 1-ブタノール	2 5 ppm
9 7 2-ブタノール	1 0 0 ppm
9 8 メタノール	2 0 0 ppm
9 9 メチルエチルケトン	2 0 0 ppm
1 0 0 メチルシクロヘキサンオール	5 0 ppm

101	メチルシクロヘキサノン	50 ppm
102	メチルノルマルーブチルケトン	5 ppm
103	2-アミノ-4-クロロフェノール	—
104	アントラセン	—
105	2, 3-エポキシ-1-プロパンール	2 ppm
106	塩化アリル	1 ppm
107	オルトーフェニレンジアミン及びその塩	オルトーフェニレンジアミンとして0.1 mg/m ³
108	キノリン及びその塩	—
109	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	構造類似物質の管理濃度 パラ-ニトロクロルベンゼン 0.6 mg/m ³
110	酢酸ビニル	10 ppm
111	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	—
112	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	構造類似物質の管理濃度 パラ-ニトロクロルベンゼン 0.6 mg/m ³
113	N, N-ジメチルアセトアミド	10 ppm
114	ノルマルーブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	3 ppm
115	パラージクロルベンゼン	10 ppm
116	パラ-ニトロアニソール	構造類似物質の許容濃度 パラ-アニシジン 0.5 mg/m ³ (日本産業衛生学会、ACGIH) ジニトロトルエン(混合物) 0.2 mg/m ³ (ACGIH)
117	ヒドラジン及びその塩並びに一水和物	ヒドラジンとして0.13 mg/m ³
118	ビフェニル	0.2 ppm
119	2-ブテナール	0.2 ppm
120	1-ブロモ-3-クロロプロパン	構造類似物質の管理濃度 1, 2-ジクロロエタン 10 ppm
121	1-ブロモブタン	—

備考 この表の右欄の値は、温度25度、1気圧の空气中における濃度を示す。

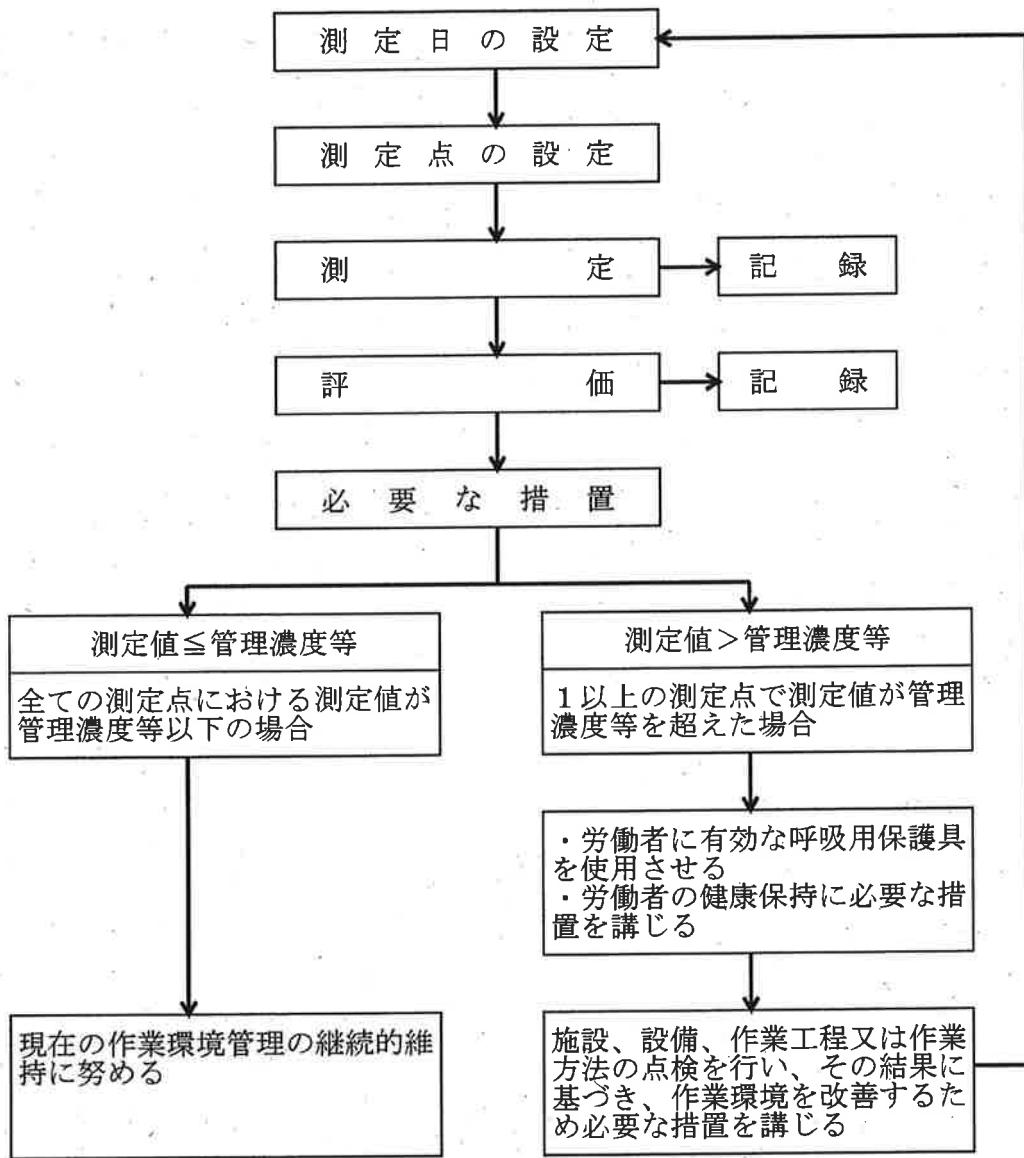
(注) 表に掲げる管理濃度等とは、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)の別表に掲げる管理濃度及び労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針に基づき作業環境の測定の結果を評価するために使用する評価指標をいう。

別表第2 労働者の健康障害を防止するために厚生労働大臣が指針を公表した化学物質に係る試料採取方法及び分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
1 2-アミノ-4-クロロフェノール	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
2 アントラセン	フィルター及び捕集管を組み合わせたろ過捕集方法及び固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法
3 2, 3-エポキシ-1-プロパノール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法又は高速液体クロマトグラフ分析方法
4 塩化アリル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
5 オルトーフェニレンジアミン及びその塩	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
6 キノリン及びその塩	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
7 1-クロロー-2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
8 クロロホルム	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法
9 酢酸ビニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
10 四塩化炭素	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法

11 1, 4-ジオキサン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
12 1, 2-ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法
13 1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
14 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
15 1, 2-ジクロロプロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
16 ジクロロメタン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
17 N, N-ジメチルアセトアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
18 N, N-ジメチルホルムアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
19 テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
20 1, 1, 1-トリクロロエタン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法
21 ノルマループチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

22 パラージクロルベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
23 パラーニトロアニソール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
24 パラーニトロクロルベンゼン	液体捕集方法又は固体捕集方法	1. 液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法 2. 固体捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法
25 ヒドラジン及びその塩並びに一水和物	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
26 ビフェニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
27 2-ブテナール	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
28 1-ブロモ-3-クロロプロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
29 1-ブロモブタン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ質量分析方法



屋外作業場等における作業環境管理のフローシート